

ID: 177

担当部署: 都市建設課

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町営住宅条例 第28条第1項		
例規番号	平成9年条例第21号		
【基準】	<p>第28条の規定による。 (収入超過者の家賃等)</p> <p>第28条 普通町営住宅の収入超過者が当該普通町営住宅に引き続き入居しているときは、当該普通町営住宅の毎月の家賃は、第13条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に定めるところにより算出するものとする。</p> <p>2 改良町営住宅の収入超過者が当該改良町営住宅に引き続き入居しているときは、当該収入超過者は、第13条第4項の家賃に加え、毎月、割増賃料を納入しなければならない。</p> <p>3 前項の割増賃料の額は、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下この項及び次項において「改良令」という。)第13条の2第1項の規定により読み替えてその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の令(以下この項及び次項において「旧令」という。)第6条の2第2項に定めるところにより算出するものとする。ただし、当該入居者の収入から当該額を控除した額が、改良令第13条の2第1項の規定により読み替えてその例によることとされる旧令第6条の2第1項に定める収入の基準に満たないときは、その不足額を控除して得た額とする。</p> <p>4 改良令第13条の2第1項の規定により読み替えてその例によることとされる旧令第6条の2第1項及び第2項の条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 改良令第13条の2第1項の規定により読み替えてその例によることとされる旧令第6条の2第1項及び第2項の法第23条第1号イに掲げる場合 139,000円</p> <p>(2) 改良令第13条の2第1項の規定により読み替えてその例によることとされる旧令第6条の2第1項及び第2項の法第23条第1号ロに掲げる場合 114,000円</p> <p>5 第15条及び第16条の規定は、第1項の家賃及び第2項の割増賃料について準用する。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日